

第5回芦屋すこやか長寿プラン21策定委員会 会議録

日 時	平成29年10月25日(木) 13:30~15:30
会 場	芦屋市消防庁舎3階多目的ホール
出席者	委員長 陳 礼美 委 員 宮崎 睦雄, 加納 多恵子, 小林 浩司 針山 大輔, 柴沼 元, 原 秀敏, 江尻 真由美, 恩田 泰子, 横山 宗助, 寺本 慎児 欠席委員 岩本 仁紀子, 佐野 武 アドバイザー 仲西 博子 事務局 高齢介護課 篠原 隆志, 小林 明子, 山本 直樹, 松本 匡史, 井村 元泰, 沖元 由優, 北次 佑有 社会福祉課 小川 智瑞子 地域福祉課 細井 洋海, 鳥越 雅也, 浅野 理恵子 障害福祉課 本間 慶一 (株)関西計画技術研究所 上野 泉
会議の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開
傍聴者数	0人

1 議 題

- (1) 第8次芦屋すこやか長寿プラン21 (素案) について

2 資 料

- (1) 事前配布資料
- ・【資料1】 第8次芦屋すこやか長寿プラン21 (素案)
- (2) 当日配布資料
- ・第7次芦屋すこやか長寿プラン21 (概要版)

3 開会

- 〈陳委員長 あいさつ〉  
 〈委員会成立状況〉

4 議事

- (陳委員長)
- 議事1の「第8次芦屋すこやか長寿プラン21 第1章~第5章」(素案)について, 事務局より説明をお願いいたします。
- (事務局 篠原)

事前配布【資料1】「第8次芦屋すこやか長寿プラン21（素案）」1章～3章について説明。

(陳委員長)

今の事務局からの説明について、何かご質問はございますでしょうか。

(小林委員)

「第8次芦屋すこやか長寿プラン21（素案）」第2章の18ページの説明をいただいたのですが、下段の芦屋市の要支援・要介護認定率について、上の表と下の表で同じことを言っていますよね。「芦屋市の場合は18.5%」なのですが、上段は横ばいと書きながら、下段は微減傾向と書いて同じことを異なる書きぶりを出す必要はないと思います。

(事務局 篠原)

書き方等が統一できていませんので、修正させていただきます。

(陳委員長)

他に何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、次の説明をお願いします。

(事務局 篠原)

前回、当日配布資料となりました4章につきまして、変更のあった部分について、基本目標1と2、3と4の二つに分けて、説明させていただきます。前回は事前に配布できませんでしたので、細かな施策を見ていただく時間がございませんでした。本日はこの事業はどういった事業なのかといった質問でも結構ですし、具体的な施策に対してのご意見等がございましたらいただけたらと思います。

(事務局 小林)

【資料1】「第8次芦屋すこやか長寿プラン21（素案）」4章、基本目標1について説明。

(事務局 井村)

【資料1】「第8次芦屋すこやか長寿プラン21（素案）」4章、基本目標2について説明。

(陳委員長)

ただ今の事務局からの説明について、何かご質問はございますでしょうか。

私からなのですが、基本目標1の施策の方向に共生型サービスを加えていらっしゃるのですが、「現状と課題」のところには数字的なことの説明がないので、書いたほうがいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

(事務局 篠原)

「現状と課題」のところで、記載について検討させていただきます。

(陳委員長)

もう一点ですが、先ほどはアンケート反映部分についてご説明をありがとうございました。

「新規で取り組む施策」や「拡充する施策」のところに、例えば、「新規」や「拡充」と書かれてはいかがでしょうか。

(事務局 篠原)

「新規」と「拡充」の記載については、前回ご意見をいただいていたので、県の計画等いろいろ確認させていただいたのですが、なかなか「新規」、「拡充」と書くのが難しいというところですね。例えば、「新たに」とか、「拡充する」とか、そういった書き方を今後、こちらで検討させていただきたいと思っております。本日、反映できていない部分もありますので、書ける部分について、「新たに取り組む」とか、「拡充していきます」という形で、読んでいただいた時に分かるような形で整理していきたいと思っております。

(陳委員長)

そうすれば、この計画で新しく提案していることが明確になると思いますので考えていた

だきたいと思います。

(事務局 篠原)

確認させていただきます。

(恩田委員)

「第8次芦屋すこやか長寿プラン2 1 (素案)」4章 121 ページの(4)「生きがい活動支援の充実」の「現状と課題」についてですが、前回も申し上げたのですが、買い物や趣味の活動、旅行とか、家から出るのにはやはり、足の問題が重要になってくると思います。コミュニティバスの運行のことも前回も申し上げたのですが、ここにバス運賃割引証の発行とありますが、バスが通っていないところも結構ありますので、タクシー料金の割引とかは難しいかも知れませんが、何か他にも考えておられることはあるのでしょうか。

(事務局 篠原)

現在、芦屋市のバス運賃の割引は阪急バスの割引をしているのですが、おっしゃいますように芦屋の西側で、バス路線が通っていない部分であまり利用されていない方がおられるのが事実となっております。こちらも課題と考えております。阪急バスとは今年も既に4回くらいバス路線、バス停の設置等についても今後、増やしていただくことができるのかも含めて、調整をしていかないといけないということで話し合いをさせていただいているところです。

タクシーの助成につきましては、今、芦屋市で行っておりますのは、寝たきりの方と認知症の方につきましては年間52枚のタクシーチケットを交付する事業を実施しており、介護の必要な方に限って助成しております。今後、健康寿命を延ばすということを考えますと、外に出ていくということはもちろんですし、バスとか、徒歩とか、いろいろな手段で地域に出ていただくことが必要だと思っています。コミュニティバスにつきましては、この場でなんとも申し上げられないのですが、委員ご指摘の通り、幅広く出かけていく手段、きっかけとなるような施策を考えていく必要があるとは認識しております。

(小林委員)

「第8次芦屋すこやか長寿プラン2 1 (素案)」4章 98 ページの5行目くらいに「我が事・丸ごと」のことを書いてくださっているのですが、これは書かなくてはいけないことなのかと疑問に思います。「我が事・丸ごと」って、どの部分が「我が事・丸ごと」なのかが私自身がよく分かりません。「我が事・丸ごと」が何だろうということが分からなくて、ここに書かれている施策の細かなことというのは、主語は「芦屋市は」「芦屋市が」となっているのですが、そう読んでいいものなのか、どうなのか。「我が事・丸ごと」となった時に、それは「市民は」みたいなことがあったり、「地域住民は」みたいなことがあったりするのかどうか。やはりこの主体が誰なのかが分かりにくい。これはどこがということではないですが、全体を理解する時に私自身が非常に分かりにくいということなので、市民の方が「我が事・丸ごと」と言われているけど、どういうことなんだろうということが分かるような説明がどこかにあったほうがいいのではないかなというのが一点目です。

委員長が言ってくくださった「新規」や、「拡充」といった記載のことは分かりやすく書かないと、我われ、前回と比較してどうなんだろうと、ページをめくって見て、ようやく変化が分かるという状況というには変わりがないので、やはり、それが分るように親切な書き方にしていただけたらと思っています。

あと一点「第8次芦屋すこやか長寿プラン2 1 (素案)」の99ページの「総合相談支援事業の推進」のところですが、二つ目の記載は前回の計画と変わらず載っているのですが、「介護保険サービス以外の生活支援サービスと連携を図り、介護支援の充実を図ります」と言っても、恐らくほとんど分らないと思います。ある程度分かる我われからしても、これが総合相談支援事業の位置づけのままでもいいのかということも引っ掛かります。生活支援コーディネ

ネーターのことは別で出てきていますが、この文言が「総合相談支援事業の推進」の二つの項目の一つに上がってくる必要があるのかということも、引っ掛かります。まずは冒頭の二点のところをお願いしたいと思います。

(事務局 篠原)

まず一点目の「我が事・丸ごと」のところですが、いわゆる地域で認知症の方がいらっしゃったら、そのことを自分が認知症になったらと、いわゆる「我が事」として考える。「丸ごと」というのは、いわゆる高齢者の方をお一人おひとりでとらえるのではなくて、高齢者も障害者も子どもさんも含めて、その地域を丸ごととらえた、そういう支援体制が今後、必要であろうということで、今までは地域包括ケアシステムということで高齢者を中心に全ての施策を考えていました。しかし、やはり住民の一人ひとりが「我が事」のようにそういった全てのことを考えるとともに、地域全体で支えるということで、いわゆる地域包括ケアシステムを包含するようなものとして、今後、国も含めて「我が事・丸ごと」という包括的な支援体制が必要ということです。ただ、ちょっと分かりにくいところがあると思いますので、何かしらの説明とかができるような形で「我が事・丸ごと」について記載できるようにしたいと考えています。

次に「第8次芦屋すこやか長寿プラン21（素案）」99ページの「介護保険サービス以外の生活支援サービスと連携を図り」という記載は、おっしゃるように介護保険以外のインフォーマルなサービスについては生活支援コーディネーターの部分もありますので、どういった書き方がいいのかはこちらのほうで検討させていただいて、記載の方法を考えたいと思います。

(原委員)

今のご質問の「我が事・丸ごと」は他の計画では使っていないのですか。この計画のオリジナルなのですか。それをまず確認したいのですが。多分、「我が事・丸ごと」は他でも使っているのではないですか。

(事務局 細井)

昨年度末に策定いたしました「第3次芦屋市地域福祉計画」において、今、ご質問をいただきました「我が事・丸ごと」という言葉を初めて表記いたしました。昨今の制度改正、特に社会福祉法の改正によりまして、地域包括ケアや地域共生社会づくりの推進ということ掲げておりまして、地域福祉計画は保健福祉分野のマスタープランに位置づけられておりますので、その流れを受けて、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるように包括的に支援することを目指して、地域包括ケアの推進はもちろん、誰もが「我が事」として主体的に地域に参加する、高齢者、障害者、子どもなどの分野を超えて、「丸ごと」という考え方で地域共生社会を目指すということ掲げておりますので、もう少し分かりやすく表記できればと思っております。

(原委員)

今、根っこの「第3次芦屋市地域福祉計画」で使っているという説明がありましたよね。

そこで変えれば自動的にここに落ちてくるのですよね。今のご説明は理屈で言うと確かそうなるのでしょうか。なかなか書き方が難しいですけど、キャッチコピーはどうしてもこういう言い方になってしまうのですけどね。平たく言ってしまえば、「芦屋がふるさと、市民みな家族」そんなイメージなんじゃないかな。そんなふうに分かりやすく言ってしまえばいいと思うのですけどね。

「新規」、「拡充」の話は私も前回、申し上げました。いろいろな計画では確かに使っています。できるだけそれは使ったらいいと思います。ただ、その時に頭を悩ませられるのが、「新規」はいいが、「拡充」というのは何をもって確認するのかということです。例えば、「第8次プラン」107ページの「居場所の新設数を毎年10箇所ずつ増やしていきます」について、

増やすのだからこれは「拡充」ですよ。淡々と事業としてやっていくのであれば、平常業務だ、という見方もできるのです。ですから、「拡充」の扱いが難しいのですよ。割り切ってしまうと、これは10箇所でも増えていくのだから、「拡充」と考えていますと言うのであれば、それは「拡充」でいいと思うのです。そうすればかなりの部分が拡充になってくるはずだし、計画自体が拡充のための計画だから。そういう意味では単なる相談業務とか、介護保険とかは事務的に法律に基づいてしていくものだから、そこまで「拡充」する必要はないでしょうが、その他の例えば、認知症サポーター、あれなんかは正に拡充ですよ、数値が入っているから。そういうふうにある意味、割り切ってしまったほうがいいと思います。

皆さんの合意が得られるのであれば、それをベースにして落とし込んでいかれて、「拡充」にすれば私はいいと思います。私も前回、こだわっているいろいろ申しあげましたが、いろいろと事務局は事業の推進を努力されているじゃないですか。市民の方にそういうのをどんどんPRすべきだと思います、でないと、役所が何をしているのかが見えない、それが見えたら初めて市民が行政に協力しようという機運が出てくるじゃないですか。これはその計画のツールに使いますからね。そういう意味では皆さんのされていることをどんどん積極的に書かれたほうがいいと思います。

(事務局 篠原)

ご意見をいただきましたので、事務局で検討させていただきたいと思います。

(横山委員)

総合計画に則って目標値をところどころに入れている。文章を読めば分かることをもう一度書いているのですが、表が入ることによって私は分かりやすくなったと思います。見やすくなって良かったと思っています。特に私のこだわっていた計画の107ページの居場所のところも、新設数という言葉を使って、さらに分かりやすくなって良かったなあと思いました。

一方で、前回も申しあげたのですが、毎年、10件ずつ居場所を作っていくというのは大変なことだと思います。この目標を達成する対策をよくよく考えないといけないのではないかと思います。居場所のことですが、居場所というのは最近のはやりでどこの市町村でも居場所、居場所と言っていると思います。居場所を辞書で引くと、座るところ、居るところと書いてあるのですが、自分の持っている能力を發揮できるところとも書いていまして、居場所づくりの113ページのところだけ読むと、いちばん最初に「認知症の人が利用しやすく」と書いてあるので、ポジティブに元気なシニアも行ったりと、若い人も行ったりと、自分の能力を發揮できるところというのがちょっと読み取りにくい表現になっているのかなと思いました。居場所の定義とか、居場所のことをもう少しここに加筆できたらいいなと思いました。

シニアの起業等ができるということも居場所の中の機能にプラスしてもいいなとずっと思っているのですが、そういう文が入ってもいいなと思ったりしています。

神戸のほうにNPO法人「CSこうべ」という大きなNPO法人がありまして、その主催で「居場所サミットin神戸」があって、いろんな居場所の研究やフォーラムを開いたりしているので、そういうのを参考にしながら、居場所の定義をここにさらに書き込めたらいいなと思います。

(事務局 細井)

ご意見、ありがとうございます。先ほどおっしゃっていただいたように、この計画は一つひとつの施策が幾つかの目的と重なり合っている部分がありますので、今回、表を入れた居場所の新設のところは、施策の方向が「日常的な見守り体制の整備・充実」というカテゴリーになっています。気軽に立ち寄ってつながりができるということで、お互いに見守りあえるという側面で書かせていただいております。一方のもう一つの居場所というところについては、認知症という切り口で書いておりますから、どうしても今、言っている

ように認知症の人を対象者に限定してしまうような居場所のイメージになりがちです。先ほど、おっしゃっていただいたように、ここにやはり、地域共生社会がイメージできるように記載する方が良いと思いますので工夫したいと思います。

(加納委員)

「我が事・丸ごと」について、社会福祉協議会の立場からお話したいのですが、計画の104ページの地域発信型ネットワークはもう何回も出てきているので、皆さんご存知だと思うのですが、この表に沿って左から進んでいくところの事務局を社協が担っております。それで、いちばん左の小地域福祉ブロック会議を「小ブロ」と呼んでいるのですが、生活圏で言えばいわゆる小学校区です。これが10ブロックに分かれているのです。だから、居場所を10箇所増やすというのは、私の頭では各ブロックの一つずつで10という数字が出ているのではないかと思ったりしております。この小ブロックから段々と右へ移っていくのですが、この10箇所の生活圏では社会福祉協議会が絶えず事務局を担っておりますので、今年のテーマは「我が事・丸ごと」ということで、各ブロック全部で年間ずっと話し合っております。

これは厚生労働省が言い出した言葉で使わなければいけないので使っていますが、いろんな意味を含んでいるのですよね。地域共生も含んでいますし、高齢者だけではなく、障害者も、児童の問題も、みんなでやりましょうということで、どんな言葉でもそこにつながっていくと理解しています。

社会福祉協議会の職員としては、一生懸命町ごとにグループに分けて、そこでグループ討議をして、自分の町の社会資源はどんなものがあるとか、地域共生型のこととか、災害時の要配慮者の支援方法とか、自分の地域ではどんなことができるかというような話し合いを絶えずしております。これはもう6、7年経ってきており、「小ブロ」のほうは何とかやっと根付いてきているのですが、問題は次の中学校区のブロックです。ここで私が前に地域ケア会議はどういう存在かと質問したのですが、ここが私からも目に見えてこない、これからの大きな課題になっていくと思っております。

社会福祉協議会といたしましても、この地域ケア会議は高齢者生活支援センターや事業所などみんな含めての拡大した中学校区ごとの会議です。ここが「小ブロ」となかなかつながっていかないというところで、私もいろいろ考えて試行錯誤しているのが現状です。ということで、今、原委員からもご質問がありましたけれど、地域では「我が事・丸ごと」を理解しようという意識づけはだんだんとできていっております。

(宮崎副委員長)

第8次の計画というのは32年度までを見通しての計画だと思うのですが、今、高浜町でつくっておられる施設は、完成が30年度で、かなり具体的な内容が多分決まっているのではないかと思います。それを書き込むというのは難しいのかということが一点。もう一つは、医療に関わっていて、芦屋市でも特別養護老人ホームがかなり足りないのではないかと実感を持っています。必要予測量と今現在ある施設との充足率のギャップみたいなものを書き出せたら、目標として起こしやすいのではないかと思います。

(事務局 松本)

高浜町については、30年の秋をめどに、大規模集約の住宅に併設して複合施設が建つということなのですが、今、住宅課と調整して、どの程度高齢者人口が伸びるのかというところを確認している最中です。それに応じて、あまりにも増えるようであれば、また、検討することになると考えております。また、特別養護老人ホームの整備についてはこの後の3、4章で再度、説明をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

(事務局 篠原)

高浜町につきましては、「第8次芦屋すこやか長寿プラン21(素案)」155ページに「市営住宅等大規模集約事業の予定地における福祉施設の検討」というところに記載をしております。

ますので、また、これも後ほど担当のほうから説明をさせていただきます。

(陳委員長)

私から最後に一つですが、例えば、計画の113ページの「認知症の人や介護家族への支援の充実」ということで、今回、国からも言われているように家族介護者に対しての支援とか、介護離職を防ぐということで、もう少し、介護家族への支援の充実だけをフォーカスしたような項目があったらいいなと思います。116ページに家族介護を支援する事業と書いてあるのですが、説明としてはそこをもっと重点的にどのようなことをされているのかを書かれたほうがいいと思うのですが、いかがでしょう。

(事務局 篠原)

家族介護者について、こういった形で書けるのかは検討させていただきたいと思います。

事業としては116ページに記載しております。「家族介護用品の支給事業」、「家族介護慰事業」、「徘徊高齢者家族支援サービス事業」を日常生活支援事業の中で行っているのです。上の表の「寝たきり高齢者や認知症高齢者を支援するサービスや事業」の中の上から四つの「認知症高齢者見守り支援事業」につきましても、どちらかという、家族等が介護疲で休息が必要な時に話し相手や見守りを行う事業となっていますので、委員長がおっしゃるように、家族介護の視点で記載ができるかどうか検討したいと思います。

(陳委員長)

せっかく、このようなチャンスがあるので、家族介護者を前に出されたほうが研究している者としても大変有り難いと思います。

では、次の基本目標3、4の説明をお願いします。

(事務局 松本)

【資料1】「第8次芦屋すこやか長寿プラン21（素案）」4章、基本目標3について説明。

【資料1】「第8次芦屋すこやか長寿プラン21（素案）」4章、基本目標4について説明。

(事務局 山本)

【資料1】「第8次芦屋すこやか長寿プラン21（素案）」5章について説明。

(事務局 篠原)

保険料の部分につきましては、事業量をさらに精査いたしまして、12月に実施しますパブリックコメントに出させていただきます。前回のパブリックコメントでは約5,600円から5,800円という表記をさせていただきました。最終的には5,490円の基準月額保険料が決まっております。これは月額の保険料の低さでいうと41市町中25番目ということで、西宮市は芦屋市より低く14番目、芦屋市より高い神戸市、尼崎市は5,729円、5,922円ということになっております。保険料については推計中ではございますが、今のところはそれほど、大きく伸びることはないと考えております。また、こちらのおおよその幅が決まりましたら、パブリックコメントの前に、皆さんに改めて周知させていただこうと思っております。

(陳委員長)

はい、ありがとうございます。ただ今の事務局からの説明について何かご質問はございますでしょうか。

(宮崎副委員長)

この計画自体が市民に対して公表するためのものだと、そのように考えているのですが、専門用語がどうしても難しいですね。何とかこの壁は乗り越えられないですか。結構、僕らも専門に近いのですが、地域密着型うんぬんと言われると、どこがどう違うのか分からなくて、何が必要なのかがよく分からない。確かにきちんと書いてしまうと、こういうふうになるのだと思うのですが、何か分かりやすい形で表記することは難しいでしょうか。

(事務局 篠原)

前回の計画では、184ページ以降に用語解説を付けています。分かりにくいというご意見

をいただいておりますので、先ほどの「我が事・丸ごと」も含めて、用語解説以外の本文の中でも分かりやすい説明を心がけたいと思います。地域密着型サービスを別の言葉に置き換えるというのは難しいと思うのですが、できる限り、その地域密着型サービスがどういったものであるかといったところをご説明できるようにしたいと思います。

用語解説につきましては、今回は付けておりませんが、159ページのところで、資料として書いております。「施策の展開方向における関係機関・部署一覧」、「計画の法令関係」のいちばん最後に「用語解説」を設けます。前は184ページから189ページまで、6ページほど付けているのですが、この内容についても分かりやすく表記したいと考えております。

(小林委員)

見える化システムで推計値がこんな感じが出るというふうに理解したのですが、それでなおかつ、おかしいという数値が出てくるという説明だったのですが、推計値の結果が、保険料に反映されるのかなと思っています。と言うことは、見える化システムに入れば、抑制を効かそうと思えば抑制が効くような中身になっているのですか。芦屋市で、出ている数値がおかしいということで、修正がどれくらいできるのかを知りたい。その仕組みがよく分らないです。

(事務局 篠原)

見える化システムにつきましては、基本的には国のほうから平成27年度から28年度の伸び率や、平成28年度から29年度の伸び率を見て、自動的に推計がされます。例えば、地域密着型通所介護が平成27年度はなくて、28年度から始まりました。そういった場合に、27年度から28年度に大きく増えた分をそのまま国のシステムは伸ばして推計しますので、そういった明らかにおかしい部分について、既に修正をして推計値を見込んでおります。

基本的には、問題のない部分については国の推計値をそのまま使っています。明らかにおかしい部分については、既に修正をしております。ただ、国の推計値の中で、一定、これまでの芦屋市の実績等を見て、おかしいなという部分については今現在、確認をしている中で何箇所か微調整をすることになるかと思っております。その分については、計画の保険料に大きく跳ね返るような修正にはならないと思っております。

逆に保険料に大きく影響する部分で言いますと、見える化システムでは施設の整備が保険料に大きく跳ね返ってくるかと思っております。地域密着型の特別養護老人ホームを整備するとか、定期巡回のサービスを30年から32年に整備する、小規模多機能の整備を32年にすることになりますと、その分、整備数が上がりますし、有料老人ホームの特定施設についても一定、伸びてきていますので、その分についても数値を伸ばす形で見込んでおります。保険料の伸びとしては前回ほど伸びるということはないかと思うので、その分についてはまた、お示ししたいと考えております。

(針山委員)

「第8次芦屋すこやか長寿プラン21(素案)」131ページの「自立支援・重度化防止に向けた取組の推進」ですが、要は介護予防の重要性だと思うのですが、介護保険法の理念上は国民の努力義務に規定されているということの啓発がなされていないように思います。

そもそも介護保険が目指しているのが、自立の理念や尊厳の保守ですが、そのことに国民の努力義務が規定されているのですが、そのことについて、あまりこれまで啓発されていない。

その結果として、ちょっと目的と違った趣旨でサービスを利用されたりすることで、現場がしんどい思いをしているということもよく耳にしております。131ページの2番目のところに入れるかどうかは別にして、住民にそもそも介護予防とは何を目的にしているのかとか、介護保険が狙いに行っているのは何なのかという啓発がやはり必要ではないかと思っています。

あともう一つは、同じ啓発に関してです。147ページの「医療系サービスとの連携」について、これは書き方はちょっと難しいですが、「医療系サービスとの連携」という見出しがも



う一つじっくりこなかったのですが、定期巡回・随時対応型訪問介護看護とか、小規模多機能については、住民への啓発が不十分ではないかと思います。ケアマネジャーだけではなくて、いろいろな人にこういうサービスがあって使えるのだという啓発をしていくような何かしらの形を、計画で示していただいたほうがいいかなと思いました。

(事務局 篠原)

最初の本人さんの努力義務の部分ですが、地域包括支援センターでも介護予防の普及・啓発ということで取り組んでいただいておりますので、地域包括支援センターの取組内容の記載の中で明記できるような部分があれば検討させていただきたいと思います。

それと、147ページの住民への啓発は、これはおっしゃるように定期巡回と小規模多機能は県のほうも今年度、来年度にパンフレットを作成して取り組むことになっておりまして、市のほうもそれを受けてのパンフレットの配布や、9月1日の広報の臨時号でも定期巡回と小規模多機能を特集で取りあげましたが、おっしゃるように分かりにくいサービスについて、できる限り広報やパンフレット等を作成して、周知していきたいと思っております。これについても、書けるものがあれば計画に書いていきたいと思っております。

(原委員)

第7次の計画はどこに何部配っているのですか。

(事務局 篠原)

配布先は市の関係機関、市議会、介護サービス事業所、施設、福祉関係者です。市民の方へはホームページで周知したり、概要版をお配りをしている状況です。

(原委員)

概要版はどこで配っておられますか。

(事務局 篠原)

出前講座等の際に概要版を配って説明しています。

(原委員)

この計画を最初から最後まで見る市民はそれほど多くないと思ったほうがいいでしょうね。

となりますと、大事なのは概要版なのです。ですから、これをできるだけ活用したほうがいいと思います。自治会を通じて配ったりされているとは思いますが、パブリックコメントにも出されますよね、ですから、この中でなるべく噛み砕いた言い方をして、市民の手に置いて見て頂けるという格好にするほうが私は現実的だと思います。計画を噛みいてというのもあるのだろうけど、計画の性格からして、内容的には難しいかなと思いますので、概要版を上手に使えば、この計画の趣旨がうまく市民に伝わるのかなと思っているのです。まあ、これを全世帯に配れるかどうかはかなりお金もかかっているだろうから、それを考える余地はあるのかと思います。それがいちばん現実的な方法かなと思いますので、もし、検できるのであれば、有り難いと思います。

それと、前回のパブリックコメントで意見は幾つありましたか。

(事務局 篠原)

前回は意見がございませんでした。

(原委員)

この概要版をもっと分かりやすくすればもっと出でくるのかなと思います。やり方の工夫なのかも知れません。そのことに留意して、くれぐれもお願いしたいと思います。

(横山委員)

私も原委員とまったく同じことを言おうと思っていたので、大賛成です。少し具体的に言うと、概要版というのが本編の抜粋というよりは噛み砕いてというように言われていたのですが、何か市民に分かりやすい形に変えないと、いくら抜粋をうまくしても良くないと思うので、見た目はまるっきり違うものになればいいかなと思いました。よく総合計画なんかも分か

りにくいとかと言われて、他の事例とかでも、概要版は全く違うものになっていたりすることもあるので、他市の同じ計画でなくても、概要版で結構おもしろいことをしている事例はたくさんあると思います。そういう手法を取り入れたらどうかと思いました。概要版でなくても、市民版とか、名前を変えてもいいのではないかと思います。

(恩田委員)

私もお願いになるのですが、周知の件で、介護予防センターと出ているのですが、私の認識不足で介護予防センターがあるのも知らなくて、どこにあるのか、ホームページも見たのですが、場所がどこかも分らないのです。マシーントレーニングができるとか、プログラムがあるみたいなので、市民の方に分かりやすいように周知していただければと思います。広報あしやに載っているのかなと思って見てみたのですが、10月にも載っていなかったもので、私の認識不足かも分らないのですが、もっと他にも分らない方がいらっしゃると思うので、もっと具体的にどういうことをやっているのかということを広報していただけたらなと思います。

(事務局 松本)

広報を使わせていただいているのと、今回はケーブルテレビで実際に使っていらっしゃる利用者の声や、利用していただいている映像等も流させていただきりしていただのですが、ケーブルテレビや広報など、同じ手法の繰り返しではありますので、目につかない方もいらっしゃるということを考えて、どういった内容であれば見ていただけるかということについてもご意見いただければと思います。

(恩田委員)

広報チャンネルは、私は時間的に見ることがないので、全戸配布はちょっと無理かも知れないのですが、定期的にこういうのをやっていますというのを、ポスティングしていただけたら見に行く機会もあるかと思います。

(江尻委員)

皆さんが言われたように、本当に全く知らない人が相談に言っても用語が分からないとか、どこに行ったらいいのかも分からないと「あじさいの会」でも言われるので、何もわからない人が見ても分かるような啓発の仕方をしていただけたらうれしいなと思います。

(陳委員長)

既にアンケートなどでも、独居世帯が増えるということも分かっていますし、認知症もそうですが、介護予防に関しても、高血圧を抱える高齢者とか、目の病気とか、骨粗しょう症とか、重い介護につながる病気がありますので、それらにもっと積極的にアピールするような広報をしたほうがいいのかと思います。

最後にアドバイザーの仲西さま、ご意見がございましたら、お願いいたします。

(アドバイザー 仲西)

皆さん、ご熱心にご協議いただきましたが、啓発、周知というのは国をはじめ、全行政の課題です。関心のある人はいろいろなものを配布しても見てくださいますけれども、関心のない人の目にはなかなか届きません。行政は自分の知っていることを広報するので、そういう視点では分ってもらえませんが、関心を持ってもらえないことを念頭に、ちょっと視点をずらしたり、まったく第三者の目でご意見をいただくということも重要でしょう。広報にしてもメリハリをつけて、広報だとあれもこれも載せて結局細かい字になって、そうすると、高齢者には見にくいということもあると思います。今回はこれを目玉にということで、例えば、字を大きくするとか、枚数が増えたりといろいろあるのでしょうか、本当に知ってもらいたい人に知らせるといえるのは、本当に行政の大きな課題ではありますが、これからもその点を模索しつつ頑張っていただけたらと思います。

(陳委員長)

その他に事務局から何かございますでしょうか。

(事務局 篠原)

貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。特に分かりやすい普及、啓発については、我われもこれから、この計画だけではなくて、実際に事業を進める上で、市民の方に分かりやすく、また、広報、ケーブルテレビだけではなく、連携して、お話をその場でするなど、そういったことも含めて進めてまいりたいと思っております。

今回の計画につきまして、この後、関係課の課長を中心とした幹事会、それから市長をはじめとする推進本部会議を経まして、11月に社会福祉審議会でこの計画を案として提出します。その後、12月に市議会の承認を得た後、パブリックコメントを12月の中旬から1月の中旬ごろまで行う予定にしております。

次回は1月の下旬ごろを予定しております、パブリックコメントの結果と、実際の保険料の議論をしていただくことになるかと思っております。今日いただいた意見と幹事会推進本部会議、社会福祉審議会が出た意見を踏まえまして、最終、パブリックコメントに出す前に、委員の皆様にはでき上がったものをお届けしたいと思っております。今日いただいた意見の修正部分と推計量と保険料の部分をもう少し明確に書く形になるかと思っておりますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

(陳委員長)

それでは本日の議事を終了いたします。

以上